

令和3年8月からの介護保険制度改正のお知らせ

改正点①

介護保険施設を利用したときの食費や負担限度額の基準等の一部が変更されます

介護保険施設でサービスを利用した被保険者の食費・居住費（滞在費・宿泊費）は、所得に応じて支払の基準額が設定されていますが、在宅サービスを利用している方との公平性等の観点から、令和3年8月より食費の基準額が変更されます。

また、現行の第3段階を保険料の所得段階と合わせて2つの段階に区分するとともに、預貯金額の基準について、所得段階に応じて基準を設定します。

◆利用者負担段階区分

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額等（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階		年金収入金額+ 合計所得金額80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額+ 合計所得金額80万円超120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額+ 合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	世帯に課税者がいる方 本人が市町村民税課税		

◆利用者負担段階と負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	負担限度額（日額）						
	食費		居住費				多床室
	施設サービス	ショートステイ	ユニット型		従来型個室		
個室			個室的多床室	特養 特養ショート	左記以外		
基準費用額	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	377円 (特養ショート855円)
第1段階	300円	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第4段階	世帯課税または預金額の超過で対象外となり負担限度額なし（施設との契約額を支払うこととなります。）						

改正点②

利用者負担の上限額の一部が変更されます

介護保険サービス（総合事業のサービスを含む）にかかった費用の1割、2割または3割が利用者負担となり、その利用者負担額が一定の上限額を超えた場合は、申請により「高額介護サービス費」として支給しております。

令和3年8月から現役並みの所得者の上限額が次のとおり変更されます。

◆利用者負担段階と利用者負担上限額(1か月当たり)

令和3年7月まで

利用者負担段階区分	上限額(月額)
【現役並み所得相当】 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人があり、その世帯の65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上いる場合は520万円以上ある世帯の人	44,400円(世帯)
【市町村民税課税世帯】 一般世帯	44,400円(世帯)
【市町村民税非課税世帯】 本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下 高齢年金受給者	15,000円(個人)
生活保護を受給	15,000円(個人)



令和3年8月から

利用者負担段階区分	上限額(月額)
<u>年収約1,160万円以上</u>	<u>140,100円(世帯)</u>
<u>年収約770万円以上 約1,160万円未満</u>	<u>93,000円(世帯)</u>
<u>年収約383万円以上 約770万円未満</u>	<u>44,400円(世帯)</u>
【市町村民税課税世帯】 一般世帯	44,400円(世帯)
【市町村民税非課税世帯】 本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下 高齢年金受給者	15,000円(個人)
生活保護を受給	15,000円(個人)

※ご不明な点はお住いの区の介護保険担当へお問い合わせください。